

は一層縣警察部を威嚇してゐた。その實體は縣警察部の幹部を送つて内務省と連絡するだけでは不安であつたので、縣知事自身が上京して内務大臣、警保局長官等とこれが取締りの打合せ、訓令を仰ぐ事實となつて現われてゐた。その後内相よりこの反對運動に總罷業でも起すことがあるなれば斷固たる嚴重取締りの訓令が縣知事宛に發せられ、政府の全神経は悉くこの内相訓令に集注され一朝、事あらんが、之に對抗する完全なる準備がなされてゐた事實があつた。更らに軍部當局は國防的見地から我國製鐵産業の大動脈をなす製鐵所を極めて重視し、萬一全従業員がこの運動を總罷業を以て戦ふなれば直ちに軍隊を動員する計畫さへ考案されてゐたと言ふ事も、その後に至つて聞き及んでゐるのだつた。

△全従業員の主義上の反對闘争と

現實的生活問題解決の運動の本質的並行

然し従業員は嚴正なる判斷と正確なる時局に對する認識を以て、總罷業に依る戦略を採らなかつた。「製鐵官民合同反對」のストライキは主義上の主張である。製鐵官民合同反對同盟の運動は従業員自身の運動であつた。反對同盟は國家、國民の立場から國策、國政としての「製鐵官民合同」とは主義の上で絕對反對をするものであるが、反對同盟は亦従業員自身の立場から従業員の現實生活上の諸問題の解決のためにも斷固として戦わねばならなかつた。従業員の現實的生活問題の解決を無視して只單なる主義上の「製鐵官民合同絕對反對」のみを唱えるのは、従業員の實際生活とは無關係の無責任なる左翼的運動である、従業員自身の運動としては、國家、國民の立場から主義上の「製鐵官民合同絕對反對」の闘争に従業員自身の生活上の現實問題解決の運動を必然的に並行して展開されるのは當然である。従業員の運動として本質